

電子契約対象案件について

【電子契約対象案件の入札・見積り合わせに参加される方へ（共通）】

電子契約による契約締結は、次に定めるとおりとする。

- ① 発注者が指定する電子契約サービス※1で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は申請書等の提出とあわせて別添の「電子契約方式確認書」を発注者に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。（指名競争は下記参照。）
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管※2を自らの責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構とクラウドサインの契約期間（令和11年3月31日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程 から参照すること。

URL：<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL：<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

以 上

【電子契約対象案件の指名競争入札に参加される方へ】

入札参加者は入札書提出時に「電子契約方式確認書」を電子入札システムの入札書提出画面における内訳書の欄に添付して送付すること。「電子契約方式確認書」を添付しない状態で入札書を提出することはできない。

なお、紙入札により入札に参加する場合は、電子契約方式確認書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて提出すること。

ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。

以 上